

第1回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年10月17日（水）15:58～17:51
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、林いづみ、原英史
（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、濱西隆男、八剣洋一郎
（政府）中村内閣府審議官
（事務局）田和室長、窪田次長、森山次長、石崎参事官、谷輪参事官
（ヒアリング出席者）内閣官房：向井IT総合戦略室内閣審議官、内閣府大臣官房番号制度担当室長
馬場IT総合戦略室参事官
奥田IT総合戦略室参事官
内閣府：西川子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
総務省：吉川大臣官房審議官（地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当）
植田自治行政局2040戦略室長
経済産業省：中野商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長
佐藤中小企業庁経営支援課長補佐
厚生労働省：異年金局事業管理課長
深谷保険局保険課協会管理室長河野労働基準局労働保険徴収課長
屋敷大臣官房参事官（情報化担当）
村田職業安定局雇用保険課長補佐
福田子ども家庭局保育課長補佐

4. 議題：

（開会）

1. 経済団体からの意見について（各省からの回答）
2. 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について（補助金、社会保険）
3. 関係省庁からのヒアリング
 - ・「自治体戦略2040構想研究会」報告書について（総務省）
4. 就労証明書の書式統一・デジタル化について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第1回「行政手続部会」を開会させていただきます。

10月12日の規制改革推進会議において、引き続き当部会の部会長の御指名を受けました高橋でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、野坂委員、国領専門委員、田中専門委員、堤専門委員が御欠席、原委員が遅れての御出席となっております。

それでは、早速、議題に入ります。

本日は、議事の1つ目として、本年の6月に部会にて寄せられました経済団体からの意見について、各省から回答いただいておりますので、事務局より概要の御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○谷輪参事官 よろしくお願いたします。お手元の資料1-1、1-2、1-3に沿って御説明させていただきます。

資料1-1は、横置き資料でございますが、6月11日と6月25日に行いました経済団体からのヒアリングにおいて経済団体から出された意見と、それに対する各省からの回答を取りまとめたものでございます。大部になりますので、ここでは概要につきまして、資料1-2を用いて説明させていただきます。資料1-2は経済団体の御意見について整理したものでして、各省からの回答は口頭で紹介させていただきますが、具体的には資料1-1を御参照いただけたらと思います。

まず資料1-2の1ページからでございます。「1 営業の許可・認可」の関係では、個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化に関する意見が多く出されておりました。これは、営業者が死亡時には簡易な手続により営業許可を相続できるのですが、生前の営業許可の場合にも簡易に承継できるようにしてほしいという御意見でございます。

回答は、いろいろな分野があるのですが、代表的な回答としては、営業者の死亡という不測の事態では、営業が継続できなくなることに鑑みて、営業許可を特例的に相続により承継できるが、生前にはそういったことはできないという回答となっております。

引き続きまして、建設業の手続の簡素化についても多く御意見をいただいております。個別の意見の紹介は省略いたしますが、これらにつきましては、国土交通省より、行政手続コスト20%の削減に向けて引き続き検討を進めるという旨の回答となっております。

2ページに参りまして「2 社会保険」の分野でございます。ここでも大きく分けまして、電子申請の利便性向上、行政機関間の情報連携、ローカルルールなどについて御意見をいただいております。

この次の議題でも紹介いたしますが、社会保険の分野では、利便性の向上や情報連携につきまして一定の進捗が見られますが、引き続き取り組んでまいるという厚生労働省などからの回答となっております。

ローカルルールにつきましては、当部会でも昨年来御審議いただいておりますが、事務局としても引き続き、よく精査していこうと思っております。

2 ページの下のところ「3 国税、4 地方税」の分野でございます。御意見としては、国税・地方税の情報連携、地方税の分野でのeLTAXの利便性向上、共同収納制度の拡充といった御意見をいただいております。これらにつきましても、引き続き利便性の向上などに取り組んでまいるといった回答をいただいているところでございます。

3 ページに参りまして「5 補助金の手続」です。これにつきましても、次の議題で簡素化について御説明いたしますが、経済団体からは、補助金の申請書類を原則3枚以内とすべきといった御意見を頂戴いたしました。各省庁からは、政府として簡素化に取り組む中で検討してまいりたいといった回答になっております。

続きまして「6 調査・統計に対する協力」でも御意見いただいておりますが、1つ紹介いたしますと、下請事業者との取引に関する調査手続に関しまして、具体的な簡素化提案をいただいております。

続きまして、その下ですけれども、労務管理や商業登記といった分野に関しましても、昨年来、当部会でも御審議いただいているところですが、そういう論点に関して御意見をいただいているところでございます。

3 ページの一番下の就労証明書の発行に関する御意見です。大きく分けまして、標準的様式（書式・様式の統一）に関する御意見や、電子化のさらなる推進といった観点からの御意見をいただいております。これにつきましては、本日この後の議題でも御議論いただくことになっております。

最後、4 ページに参りまして「10 行政への入札・契約に関する手続」でございます。これにつきましても、資格の有効期間の長期化とか電子化、ワンスオンリー、書式の統一などにつき御意見をいただいております。例えば標準的様式の検討など、一定の進捗は見られるところですが、一方で、引き続き検討してまいるといった回答もあります。

また、4 ページの一番下に「○ 横断的な分野」ということで書いてありますが、昨年も議論となりましたが、地方公共団体情報システム機構の情報照会の費用の妥当性についても検証を実施すべきといった御意見をいただいております。

最後に、資料1-3という1枚紙を紹介させていただきます。タイトルが「規制改革推進会議 第3期 重点事項」となっておりますが、先般、10月12日に開催されました規制改革推進会議の資料から抜粋して作成したものでございます。行政手続部会に関係する事項といたしまして、「1. (6) 電子政府の推進による事業者負担の軽減」と「3. (3) 地方における規制改革」といった事項が重点事項として掲げられております。特に(6)の前段の最後に星がついていますけれども、これは緊急に取り組むべき事項として位置づけられておりまして、当部会でも優先的に御審議いただけたらと思っております。

私からの説明は以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、頂戴したいと思います。今期の部会では、御紹介のありました経済団体の御意見も参考に審議を行っていきたいと思っていますので、そういった観点からもコメントがあれば御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

○八剣専門委員 八剣です。よろしくお願いします。

ちょっと質問というか、もし可能であればなのですが、今の御説明だと、この非常に多い資料1-1の中のサマリーというのは理解できたのですが、具体的にこの指摘によって、ここはこう変えましたというところがいまいわからなかったのです。例えば、個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化については何か変えたのか、あるいはここは聞き置いただけで、問題点として認識しただけですということであればそれでも構わないのですが、どこかの項目については具体的にこのように変えようとしていますみたいなことはあるのでしょうか。

○高橋部会長 ただいまの御質問につきまして、よろしくお願いします。

○谷輪参事官 ありがとうございます。

経緯を申しますと、経済団体から意見が出てきて、それに対する回答をいただいて整理したものでございまして、総じて現状の考え方について各省からの回答になっております。そういう意味では、もうやっていますとか、これこれこういうことで難しいですということが大宗を占めていると思っております。

先ほど部会長からもお話がありましたように、またこの部会で、ここはもっと御意見を踏まえてやっていくべきではないとか、そういうことはまさに今期取り組んでいくべきということで御議論いただければと思っております。

ちょっとすみません。直接的な回答になっていないのですが、以上でございます。

○高橋部会長 見ていただければ、現状どおりの回答が多いので、引き続き動いていない部分はこれからのところでしっかり潰していきたいと思いますという趣旨の資料だと理解していただければと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○川田専門委員 どうもありがとうございました。

資料1-3「規制改革推進会議 第3期 重点事項」の中の「3. 地方創生の強化のための規制・制度改革」の部分について、1点質問がございます。いつも行政手続部会では、地方自治体の手続については、本省、中央省庁からは、どうしても地方自治の原則があってなかなか統一的にできないのだという回答が非常に多かったという印象を持っています。「事業者の負担を軽減する観点から地方における規制改革に取り組む」と記載されているわけですが、具体的にどういう取組をしようとしているのか、そういう議論があったのかどうかという質問でございます。

○石崎参事官 特に行政手続コストの2割削減という観点からいいますと、前期に鳥取県の平井知事からプレゼンいただきましたけれども、その後、事務局のほうで、特に地方版

の規制改革会議を設置している県とか、人口の多い県とかに働きかけを行っております。高橋先生に多大な御貢献をいただいて幾つかの県に現実に働きかけをしておりまして、2割削減をやるという自治体も幾つか出てきております。それにつきましては、また機会を改めまして、進捗状況について御報告をしたいと思っております。

いずれにしましても、なるだけ多くの自治体を巻き込んで行政手続コスト削減をやっていくというのは重要でございますから、委員の方々にも御協力いただいて、進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 地方を動かすのはなかなか難しいのですが、やはり連動といいますか、横並びの意識もお持ちなので、ほかが具体的にやり出したという、結構ほかの団体でもこれをやらなければという話になります。まずは大きな玉をごろっと転がす。この最初の、うんと力を入れるところを今一生懸命やっているという段階でございます。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

八剣委員の最初の質問と同じような趣旨なのですが、ピンポイントで進めるところ以外に、せつかくこの1-1のような形で整理されていますので、その中で特に共通するワーディングで「対応策」に書かれている「引き続き検討を進めてまいりたい」タイプのものについて、この一覧表の先を続けて、どのように計画を立てて、いつまでに何をするという検討をされているのかをフォローしていったらよろしいのではないかと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○谷輪参事官 ありがとうございます。

御案内のように、各省、行政手続コスト削減のための基本計画を策定しておりますので、また年の後半というか、年明けですかね。基本計画のフォローをしていきますので、その中でよく精査してまいりたいと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

地方については、本日も地方創生の関係のヒアリングをやってきておりますし、今御指摘いただいたものはしっかり計画のチェックの段階でも確認していきたいと思います。特に税なども結構着実に実行されているようですが、意見も結構出ております。そこで、税についても呼びまして進捗状況をチェックするとか、あと事業承継は大きな課題になっていきますので、これもしっかりやっていきたいと思っております。

ほかは大体よろしいでしょうか。そういう形で引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、後日でも結構でございますが、論点、お気づきの点があれば、事務局まで御指摘を御頂戴いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題でございます。続きまして、8月1日に開催されました第4回「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググル

ープ」において議論になりました中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について、事務局から御報告を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○石崎参事官 それでは、資料2-1と資料2-2の横長のパワーポイントをごらんください。

資料2-1でございますが、「働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン」とございます。これは2期目のときにも御説明させていただきましたけれども、官邸で官房副長官主宰の会議でございまして、働き方改革に伴う中小企業向けの対応策を取りまとめたものでございます。

その中で、4ページの「5. 行政手続の簡素化」とございます。働き方改革、中小企業への時間外労働の上限規制が2020年4月から適用になりまして、こちらの規制改革推進会議行政手続部会の2割削減の期限も2020年3月ということで、たまさか期限が同じということもございますし、それから、こちらで進めてきたものを内閣府の規制改革推進室として出ささせていただいて、関係省庁との関係でアクションプランを作らせていただいたということでございます。

中身といたしましては、縦長の枠囲いにありますとおり、補助金と社会保険でありますけれども、補助金について、2020年度から中小企業補助金に加えて、他省庁の補助金や有志自治体の補助金も、重複して情報を記載することなく、ID・パスワード方式で簡単にオンライン申請ができるようにする。法人共通認証基盤を活用する。それから(2)として社会保険、2020年度からでありますけれども、就職・退職時の各手続について、複数の窓口を実際に回ることなく、ID・パスワード方式で簡単にオンライン申請ができるようにする等々であります。

工程表につきましては、この縦長にもございますし、より詳細なものにつきましてはパワーポイントでございます。補助金、法人認証基盤、社会保険につきましては、2018年度、19年度、20年度、20年度といっても20年度の初め、2020年4月でありますけれども、そこをターゲットに関係省庁の責任省庁と、それからいつまでに何をやるかというのをまとめたものでございます。予算要求等につきましても、IT室の御協力のもとに必要な予算要求を行っているということでございます。

これにつきましては、これからも行政手続部会のほうに進捗状況を御報告するとともに、委員の皆様の御知見をいただきながら、よりよいものにしていきたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等がございますれば、お願いします。ちょうど所管の省庁にも来ていただいておりますので、直接お聞きしていただくこともできると思います。

どうぞ。よろしく願いします。

○大崎専門委員 1点純粋な質問なのですが、社会保険のところなどを拝見しますと、マイナポータルを活用という表現が何回か出てくるのですが、何となく私、具体的に

どういうことを想定されているのかがわからなくて、企業として従業員の分を対応するときの手続のような感じもするのですが、マイナポータルというと個人がいわば持っているものなので、その辺の関係がよくわからなかったのも、もし何でしたら教えていただけないかと思います。

○高橋部会長 これは番号室、よろしくお願いします。

○向井審議官 もともとマイナポータルは個人向けに作ってあるのですが、個人向けのアカウント以外にもともと検索機能からいろいろな機能がついていますが、今回やるのは個人向けのアカウントとは別に、マイナポータルのAPI連携の機能を使って、今、経産省が作ろうとしておりますID・パスワード方式のところとAPI連携して、認証を得たものをマイナポータル経由で流すという、単なる受口です。

○大崎専門委員 そうしますと、マイナポータルに流すというだけなので、別に各従業員の方は、自分自身がマイナポータルにアクセスできない状態でも特に支障はないということですか。

○向井審議官 全く関係ないです。

○石崎参事官 補足いたしますと、従業員個人がやるのではなくて、会社がやる手続にマイナポータルのインターフェースを使うということでございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。明確な工程表を作ってくださいとありがたいと思います。ただし、先ほども議論になったのですが、補助金申請システムで各省の補助金に加えて有志自治体の補助金についても接続できるようになるという話ですが、この辺はシステム的にはそんなに障害はないのでしょうか。そこら辺を御教示いただければと思います。

○中野室長 補助金のシステム開発を担当しています経済産業省の中野でございます。

現段階では、まず自治体にお声がけをさせていただくということで、中小企業が主に使う都道府県を中心に我々の開発状況などをお伝えさせていただいているところでございます。実際に使っていただく調整というのは来年度本格的にと考えておりますが、基本的には、こちらで用意したソフトウェアをそのまま導入いただくことを想定しています。自治体の導入環境と合うかどうかとか細かいところは出てきますけれども、そのまま使っていただくことを考えていますので、各自治体でそれぞれ開発をするとか、そういったことは極力少なくなるように、スムーズに移行できるようにということを考えております。

○高橋部会長 わかりました。各省も大体同じですか。

○中野室長 各省についても基本的には同じです。

○高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょう。

雇用関係助成金についても基本的にやっただけということだと思っておりますけれども、この辺も大体、システムの問題とかは必ずしも障害はない形で進んでいくということでもよろしいでしょうか。

○村田課長補佐 雇用関係助成金についても、2020年度中にe-Govを通じてオンライン申請を実現することを予定しております。また、その際にID・パスワード方式にも対応させていただこうと考えております。

○高橋部会長 これは基本的にID・パスワード方式ということで、障害はないということによろしいですね。

あと、経産省にもう一点お聞きしたいのですが、補助金、社会保険以外の行政手続、例えば許認可などについてもID・パスワード方式でまとめてできるということは考えられないかと。この際、そこはいかがでしょうか。

○中野室長 我々としても視野に入れているところでございまして、まず、経済産業省の中にある手続については、規模の大きいものからID・パスワード方式への移行の検討を進めておりまして、来年度から一部実行できるのではないかと考えております。

また、他省庁への展開については、政府全体で本人確認のガイドラインというのが間もなく出るかなど。それを踏まえて各省も手続を電子署名方式からID・パスワードの選択も含めて見直しをするという政府全体のロードマップになっていると認識しておりますので、IT室の動きと連携をして、法人共通認証基盤もぜひ使っていただけるように広めていきたいと考えております。

○高橋部会長 わかりました。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。まずは経産省で徹底していただくことが極めて重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ。

○村田課長補佐 先ほどのID・パスワード方式なのですけれども、2020年度中にe-Govで実現するに当たって、e-Govのほうでまだ法人共通認証基盤を活用した形でのID・パスワード方式の導入は未定でございますので、それについては厚生労働省においてID・パスワードを振り出すという形で対応させていただきたいと考えております。

1点補足させていただきます。

○高橋部会長 なるほど。要するに、難しい場合には厚生労働省独自でやっていただくということですね。

e-Govができないというのは何ですか。これは番号室ですか。

○向井審議官 総務省の担当はいないのですか。では、簡単に御説明しますと、e-Govでいろいろな、特に社会保険の手続は結構e-Govで受け付けているのですけれども、認証方式が、法人認証とかはなかなか普及していないので、結局何に使っているかといったら、e-Taxでも同じなのですけれども、職責認証、要するに社労士とか税理士であればいけるみたいなスタイルになっていて、社労士とか税理士の認証を使っているのです。だから、ID・パスワードみたいなものをやるにはe-Govの改修があるので、e-Govのシステム更改が2020年もうちょっとまたぐぐらいになるので、そこが間に合わないという話をしています。

○高橋部会長 わかりました。

どうぞ。

○大崎専門委員 今の話でちょっと気になったのですが、先行していろいろやっていたたくさんのはありがたいと思うのですが、そのときに発行されるIDがどういうものになるかというのは結構重要な話だと思うのですが、その点は将来、e-Govで使えるようになったときに、またIDを3つも4つも持たなければいけないなどということにならないような配慮をしていただけるのかどうかというのは、どうなのでしょう。

○高橋部会長 どうぞ。

○中野室長 e-Govとの関係については、先ほど向井審議官がおっしゃったとおり、e-Gov自体の更改がありますので、まだスケジュールとしては決まっておりませんが、我々の法人認証基盤はAPIの接続ですので、こちらの接続用の仕様書などは既に事務的にお渡しをして、具体的にどうつなげていくかという議論をしております、できる限りいろいろなシステムで使ってもらえるようにという取組は進めております。

○大崎専門委員 私は、裏でどういう仕組みでつながっているかは正直余り関心がなくて、要するに、手続をする人が個々の手続ごとに違うIDをとらなければいけないみたいなことは避けていただけないかという趣旨でございます。

○高橋部会長 要するに、各省で1個のパスワードを配付されるみたいなことだと、これはもうとても管理し切れないという話ですね。

○大崎専門委員 少なくともIDはですね。

○高橋部会長 電子政府を推進する場合、そこはどうですか。

○向井審議官 厚労省独自のIDというのは聞いていないので、その話は私どもはわかりません。

○高橋部会長 でも、IDは各省ごとに、手続ごとに作りそうな気もするのですが、それはやはり困るということですね。

○向井審議官 法人認証基盤というのは、もともと公的な法人の電子認証はなかなか使い勝手が悪いし、そこまでしないでもいいではないかという議論で、ID・パスワードのほうが便利でしょう。したがって、1つの会社に1つのID・パスワードでないと困るのが実態、本来の姿なのです。それを各省共通で使っていこうというのが経産省の作っている共通基盤なので、ID・パスワードは、やはり基本的には一つ一つであるべきだと思います。

○高橋部会長 では、法人認証基盤を使えば各省の手続がそこに入ることができるようになります。

○向井審議官 そういうことです。

○高橋部会長 大崎専門委員、そういうことだそうですね。

○大崎専門委員 私もそう認識していたので、ちょっと厚労省の御説明が気になったという次第なのです。

○高橋部会長 わかりました。では、そこは紛れがなく共通認識ができたということで、

そういう方向でぜひよろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

○大崎専門委員 ですから、今、厚労省がIDを付与するみたいなことをおっしゃったので、それが気になった次第なのです。

○高橋部会長 そうなのですか。

はい。

○村田課長補佐 将来像としては、e-Govで雇用関係助成金のオンライン化が可能となりますので、e-Govで法人共通認証基盤との連携が実現されれば、そちらに統合されていくのであろうと認識しているという状況でございます。

○高橋部会長 要するに、暫定的な期間だけ厚労省独自のID・パスワードをやると。統合されれば、そこは法人共通認証基盤のID・パスワードを使えば雇用関係助成金もできるシステムになるという話ですね。

○大崎専門委員 そういう暫定的なIDというのを、みんな喜んでとりに行くものなのですかね。

○村田課長補佐 現状、e-Govでは電子証明書を用いて電子申請ができる仕組みがございますので、そちらをお使いいただくのと並行して暫定的に進めていくことはできるかと思っております。

○高橋部会長 大崎先生、そうすると、先行的にID・パスワードを、法人共通認証基盤に相当するIDを付与してしまえという意味ですか。

○大崎専門委員 といいますか、私は、どうして同じIDを違うシステムに載せられないのかがよく理解できないということで、要は、電子認証なのか、ID・パスワードなのか。それはID・パスワードのほうが楽ですよというの是一般論としてはそのとおりだと思うのですけれども、手続きごとにIDが違うのだったら電子認証のほうがまだましだろうというふうに戻ってしまうし、そんな話がごたごたあるのだったら紙を郵送するのが一番簡単ではないかというふうになる、そういうことを申し上げているのです。

○高橋部会長 わかりました。厚労省と経産省で、先行的に厚労省がやっただけなのであれば、先行的に同じIDを付与するというのは十分あり得るということですね。

○中野室長 すみません。実は私もこの雇用関係助成金でID・パスワードをe-Govに先立って使う検討をされているということは初耳でしたので、そういう意味では技術的に、時間的に間に合うかどうかということも含めて、しっかり調整をさせていただきたいと思えます。大崎先生がおっしゃったとおり、ID・パスワードの発行もお金のかかる話ですので、みんなばらばらやると、ユーザーの利便性ももちろんそうですけれども、行政コストという意味でも必ずしも良くないというのはありますので、別々にやるありきではないということで検討させていただきます。

○高橋部会長 では、厚労省と経産省はよく。

ほかはないのでしょうか、そういう先行的ID・パスワード方式。

向井審議官、どうぞ。

○向井審議官 この話は、なぜマイナポータルかと先ほどおっしゃったのですけれども、早くやれという要請が非常に強いもので、e-Govだと間に合わないので、マイナポータルが、もともと法人設立手続オンライン・ワンストップで経産省のやられているものと2019年度中に連携するという話になっていたのです。それを使って、2020年度から社会保険の手続とかもできるのではないかとということで、マイナポータルを使いましょうかという話になっていた。だから、雇用関係助成金の話は初耳ですけれども、それ以外の社会保険の手続については、マイナポータル経由で先に始めようという話に一応はなっている。そういうスタイルなのです。

○高橋部会長 わかりました。

○向井審議官 だから、今の話は経産省も初耳で、私も初耳なので、ちょっと調整させていただきたいと思います。

○高橋部会長 では、雇用関係助成金の話は関係で調整してください。ということで、この場はよろしく願います。どうもありがとうございました。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 資料2-1で言っている補助金というのと、規制改革推進会議の行政手続部会で言っている補助金というのは同じなのでしょうか。要は、私の理解では、雇用調整補助金は特出しがあったと思いますけれども、基本的に補助金適正化法の対象を補助金というふうに行政手続部会のほうでは考えていたと思うのですが、ここで言っている補助金というのは、それより広い普通の常識的な補助金ということなのでしょうか。ちょっとそこがよくわからなかったので、教えていただければと思います。

○高橋部会長 それは補助金申請システムの話だから、経産省にお答えいただければ。この場合の補助金の概念は。いいの。では、事務局。

○石崎参事官 補助金といえば、システムという意味では、今、行政手続部会の場合は100件以上で補助金適正化法の対象となっていますけれども、システム上は多分それ以外もできるということだと思います。そうはいつても、やはり補助金システムのほうに各省の補助金を載せていくとなると、ある程度代表的なものから載せていくことが必要になるという意味では、今、各省さんにはまずは行政手続部会上の補助金について御検討してくださいということで申し上げております。ただ、もちろんシステム上それに限られるというものではないと考えております。

○高橋部会長 今の説明でよろしいでしょうか。

○佐久間専門委員 今の説明はわかりましたが、関係する中小企業の方々、団体の方々がそのように理解しているかどうかはわからないということかと思えます。

○高橋部会長 そこはうまく説明していただくということで、よろしく願います。どうも貴重な御指摘をありがとうございました。

時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました

た。

(経済産業省、厚生労働省退室)

(総務省入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続きまして、自治体戦略2040構想研究会において取りまとめられました報告書について、総務省より御説明頂戴したいと思います。この報告書自体は自治体行政全般にわたる問題提起をいただいていると思いますが、特に当部会の問題意識との関係では、スマート自治体への転換等が中心のお話になるかと思います。その辺を中心に10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○吉川審議官 総務省の官房審議官の吉川でございます。本日はお世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、資料3に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、自治体戦略2040構想研究会ですが、昨年10月に立ち上げまして、本年7月まで第一次報告、第二次報告という形で提出いただいております。座長が慶應義塾の前の塾長の清家篤先生でございました。

なぜ2040年かということでございますけれども、高齢者人口がピークを迎えるということございまして、この頃に想定される内政上の危機を明らかにして、逆算的にバックキャストに自治体行政の課題への対応を議論するという趣旨でございます。

1枚おめくりいただきまして、全体の構成ですが、まずは人口の問題を確認的につけております。その後、第一次報告が個別分野の課題ということで、6つの分野について個別に整理をしております。そして、その危機と対応というのが第一次報告の肝の部分でございますが、3項目掲げております。さらに、これを踏まえて議論を深めましたのが第二次報告でございまして、新たな自治体行政の基本的な考え方という提言がされております。

資料の1ページをお開きいただきますと、まず人口の動向についてでございますが、ここは先生方、よく御存じの部分かと思いますが、2015年の人口ピラミッドと2040年の人口ピラミッドを並べております。団塊ジュニアの次の世代が出てこなかったということで、2040年の棺桶型と呼ばれる形になるということでございます。

2ページ、3ページは、社人研の推計を使いまして、人口段階別の市区町村の変動を整理したものでございます。全市区町村についてここに掲げております。この表の見方でございますけれども、人口段階別になっております。そして横軸は人口減少率で並べております。例えば100万人以上、政令指定都市が並んでおりますけれども、この中でも仙台市、神戸市は2040年までに10%以上、20%ぐらいまでの人口減少が見込まれる。さらに仙台市が赤い字になっておりますのは、2040年には人口段階が1つ下がる、100万人を切るという意味でございます。

太い枠で囲んだところが、それぞれの人口段階別に一番多くの団体がいるところでござ

いまして、ごらんいただきますように、左上から右下のほうに太い枠が移動しております。

3ページに行っていただきますと、人口1万から3万、あるいは1万人未満といった小規模市町村についてはさらに厳しくなっております、40～50%の人口減少率が当たり前ということでございます。一番人口減少率が高くなると見込まれておりますのが奈良県の川上村で、70%以上の人口減少率が見込まれております。

2ページに戻っていただきますと、その中で増加するところもございまして、特に緑の字になっております江東区、流山市、台東区などは、赤い字の逆で、2040年には人口段階が1つ上がるという意味でございますが、ごらんいただきますように、東京圏あるいは名古屋近辺、こういったところに集中しているということでございます。

以上、人口の動向について確認した上で、4ページからが各個別分野の課題ということで、さまざまな分野について資料をつけさせていただいております。なお、おわかりのとおり、これら各分野は総務省だけではなかなか手に負えない分野がずらっと並んでおりまして、この研究会自体、各省の御協力をいただきながら、各省にも参画していただきながら研究会を進めてきております。

まずは子育て・教育でございまして、子供の数が減っていく中、女性の就業率が上がって、幼稚園のニーズは減少するけれども、保育所ニーズは増加していくということです。

下のほうは公立の廃校、小・中・高校で今は毎年500校ぐらいが廃校になっているということ。それから、地方の小規模私立大学に限って経営が厳しいという傾向が出ておりまして、これが地方における高等教育を受ける機会のさらなる喪失につながるおそれがあるのではないかとということです。

5ページが医療・介護の分野ですが、左上のグラフをごらんいただきますように、これから多くの県で、実は高齢者の人口は横ばい、あるいは減るところも出てまいりますけれども、大都市圏を中心に、85歳以上の人口については全ての都道府県でまだこれから増える。特に大都市圏では激増していく。イコール、医療・介護ニーズが高まるということでございます。

右は、東京から県境を越えて周辺の3県にかなりのお年寄りが行っている。依存度が高いということですがけれども、やがて周辺3県も吸収できなくなるだろうということでもあります。

左下は、介護人材が37万7000人も不足する。さらには高齢者のひとり暮らし、特に東京で、家族や地域の支えが弱いひとり暮らしの高齢者が増加するという問題でございます。

6ページがインフラ・公共交通でございまして、一気に高度成長期に整備をされたインフラの老朽化が進んでいくという問題。それから、水道料金を挙げておりますけれども、Aという町では人口減少に伴いまして、水道料金が3倍以上にはね上がる見込みになっているということ。それから、公共交通の問題ですが、宇都宮市のように、今、公共交通の利用者がほとんど高校生あたりに限られている都市が全国的に非常に多いわけでございます。子供が減っていけば鉄道の廃止路線、バス路線の廃止がさらに進んで交通難民が増

えていくのではないかという問題意識でございます。

7ページでございますが、都市のスポンジ化と言われる問題を取り上げておりまして、例えば右上の日立市の例ですが、空き家、空き地が一気に増えている。

それから、中山間地が左下、岡山県の例ですが、ほとんど瀬戸内海側にしか人が住まなくなるのではないかという姿になっております。

そして、防災につきましては、東京問題でございますけれども、首都直下地震が発生いたしますと、特に23区で避難者の収容力が不足する。このあたりも周辺3県や多摩地域とどのように調整をしていくかという問題意識でございます。

それから、労働力ですが、人口減少に伴いまして、労働力が減っていくということでございます。2030年時点でも、高齢者あるいは女性、若者への就業支援によって何とか持ちこたえさせなければいけないということと、左下でございますが、この研究会の中で特に就職氷河期の世代に着目しております。ごらんいただきますように、就職氷河期世代の皆さんはずっと長期にわたって給与が低い状態が続いてきている。こういう方々が一人で老いていくというときに、社会の大きなリスクになるのではないかということでございます。

9ページは産業・テクノロジーですが、地方圏におきましても製造業からサービス業へのシフトが見られるわけですが、地方圏におけるサービス産業の労働生産性が低いという問題であります。

一方で、右下ですが、ロボットやAIで代替できる労働人口の割合が日本では高いということでありまして、人口減少、労働力不足の中で技術革新がいずれ起こるということも前提に、我が国のあり方を展望する必要があるというのが第一次報告における課題の整理でございます。

10ページ以降が第一次報告における危機とその対応で3つの柱を掲げております。「若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏」ということで、全世代型の社会保障といった考え方が右側の対応の中で出てまいります。

11ページですが、2番目の柱として「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」、ここで女性や高齢者、就職氷河期世代の受け皿づくり、そのための共助の領域を広げるといった考え方が示されております。

最後に3つ目が「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」ということで、DIDにおける一定の集積を維持する必要があるといったことが掲げられております。

最後、第二次報告でございますが、12ページで4つの自治体行政の基本的な考え方を示しております。

まず1番目が「スマート自治体への転換」ということでございまして、労働力人口が減少する中で従来の半分の職員でも自治体が回せていけるようにという考え方で、これからの自治体を作っていかなければいけないということでありまして、1つにはAI、ロボティクス、こうしたものの活用でございまして、既に多くの自治体で取組も始まっておりますけれども、こうした破壊的技術を使いこなす自治体にならなければいけない。

そのためにも自治体行政の標準化・共通化を進める必要があるということでありまして、まず、情報システムへの重複投資をやめるような枠組みが必要ではないか。それから、申請様式などについても標準化・共通化を実効的に進めるために、新たな法律ということにも言及されております。

右側ですが「公共私による暮らしの維持」ということで、自治体はサービスプロバイダから、公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダーへ転換する必要があると提言されております。具体的には、暮らしを支える担い手の確保ということで、人々の暮らしを支えるために定年退職者あるいは就職氷河期世代の皆さんの活躍の場として、新たな法人、中間的な法人が必要ではないか。地方におきましては、地縁組織が充実しておりますが、こうしたものについても法人化等による組織的基盤の強化が必要ではないかということでありまして。

13ページですが「圏域マネジメントと二層性の柔軟化」ということで、個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却しなければならない。圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設ける。例えば、立地適正化計画といったコンパクトシティを作る計画がございますけれども、こういったものは個別の市町村ではなくても圏域で作ることをスタンダードにすべきではないかというような考え方でございます。

二層性の柔軟化につきましては、そうした都市を中心とした水平的な連携が難しい小規模な町村があるとすれば、都道府県が積極的にその補完支援に乗り出すべきではないかということで、専門職員を県にプールするような形で活用する仕組みなども必要ではないかということです。

最後は「東京圏のプラットフォーム」ということで、先ほど広域的な避難体制ですとか、あるいは医療・介護サービスの1都3県での供給体制というお話を申し上げましたが、東京については特に圏域全体で負担の分かち合い、あるいは利害調整を伴う合意形成を図る必要があり、国も含めた圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについて検討が必要ではないかという提言がされております。

これが第一次報告、第二次報告の内容でございますが、7月5日に第32次地方制度調査会が発足いたしまして、2040構想研究会の報告を素材とした議論がされる見込みとなっております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

スマート自治体の構築という点では、我々がずっとやってきた、いわゆる電子化もしくは革新的な技術の導入ということを踏まえて、重複投資の回避であるとか、さらには共通基盤の形成といったようなことを立法措置も含めてかなり言及されているのですが、これは第32次地制調の答申内容になるということですのでよろしいでしょうか。

○吉川審議官 少なくとも諮問内容にこうしたことが含まれておりますので、議論をしていただくと。それにあわせて、私どもはさらにこれを深掘りする研究会を自治行政局内に設けておまして、スマート自治体研究会と言っておりますけれども、そこでまたこれから半年ぐらいかけて、まずは省内で有識者の先生方に御議論いただいて、それをまた地方制度調査会のほうにも御提示するといったことを想定しております。

○高橋部会長 我々としては法律化していただけると非常にありがたいのですが、地制調の議論の推移もあると思うのですけれども、事務局としてはどうですか。法律化まで持っていくという意気込みを持っていらっしゃるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○吉川審議官 今のところ、まだ具体的なイメージがあるわけではございませんけれども、この報告書の中でも、そこまでやらないとなかなか難しいのではないかという認識が示されたと思っております、それを踏まえて、我々もこれからさらに深掘りをしていきたいと思えます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 八剣です。

質問というか、2ページ、3ページ目の市町村の変動という、これは非常に興味深い資料だと思うのですけれども、これは例えば各市町村の海からの距離だとか、平地が何%あるかとか、例えば政治的に市長さんはどういう政党の人がいるのだとか、そういう多変量解析みたいな格好で何らかの傾向があるかどうかという検証はされているのですか。

○吉川審議官 社人研の推計でございますので、そういうものではないと理解しています。

○八剣専門委員 何があると思っ言っているわけではないのですけれども、これは何らかの傾向があるのではないかと思っ言っていて、例えば東京に近いと必ず増えるとか、誰が見てもわかるようなものはあると思うのですけれども、右側のほうでそれほど聞いたことのない市町村も全部、ある程度のデータをつけて分析させるということはそんなに難しいことではないのではないかと思うのです。それで、もし傾向があるのだとすると、そこにも何かヒントがあるのかなとちょっと思ったものですから、お聞きしただけです。

○植田室長 社人研からも地方制度調査会のほうでヒアリングをさせていただいて、その場で少し話を聞いた部分がございますけれども、今お示ししているのは平成30年度の推計なのですが、平成25年度の推計と比べまして少し変化がございます。人口段階の多いところがさらに左のほうにシフトしている部分がございます、人口段階の少ない団体は若干右のほうにその5年間でシフトしている。その差といいますか違いですけれども、近年の実際に起こっている社会増減であるとか、そういった傾向を踏まえて、将来こういうことが起こるだろうということを加味しているわけではないけれども、現実には起きていることをそのまま反映させた形で伸ばしていくと、こういった推計結果になるというようなヒアリング結果でございます。

○八剣専門委員 私のポイントは、例えば島で独立している市町村の場合の傾向は明らか

に何かがあるとか、海に面している場合は明らかに何らかの傾向があるとか、そういうのがあるような気がしていたので、もし分析ができるようなものであれば、そこに何らかの傾向があるとすればプラスの要素、マイナスの要素というのも統計的に出せるものがあるのではないかと思ったので、申し上げただけです。

○高橋部会長 今は多変量解析のメソッドが進んでいるので、専門家に委ねると何か政策の知恵が出てくるのではないかという御指摘だと思いますので、そこはよく。

もう一つですが、IT化を進めるに当たって、国の知見をもうちょっと活用するみたいなことはあると思うのです。そういう意味で、本日はIT総合戦略室の方にも来ていただいているのですが、連携みたいなことはどのように考えていらっしゃるのかということをお示しいただければと思います。スマート自治体化の推進に当たって、IT室とか関係の国の部署に対する連携をどのように考えていらっしゃるのか。

○植田室長 もちろん、国全体としてのデジタル・ガバメント化という流れの中で、地方公共団体としてどういった対応ができるかという話になってこようかと思います。その中で、当然、内容的にも十分連携をさせていただいて、地方公共団体でどういう対応の仕方が。これまでの対応とはまた違う、将来を見据えてということを考えますと、より密接に協力、連携していく必要があるのではないかと考えています。

○高橋部会長 では、IT室、どうぞ。

○向井審議官 私どもも数年前から地方に対して取組を強く進めておりまして、遠藤前CIOが自ら自治体を回られたりというのもあって、それで総務省の自治行政局の中に地域の情報をやっている部局がありまして、そことの連携は既に相当とれております。一方で、私どももその出身者をメンバーに加えたりしながら連携強化を図っておりますので、今後さらに密接に連携していきたいと思っております。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

では、お二方、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

私はこの取組の時間感覚が余りよくわからなかったのですが、2040年に向けてということになると相当先のことで、おっしゃられているようなスマート自治体で、AI、ロボティクスを使ったスマート自治体と、2040年頃にはほとんどの業務が無人でできるようになるのではないかという気すらするのです。そういった先々のところと、それから書かれているような課題は相当期近な、かなり期近なここ数年ですぐに対応していくような話なのかと思います。

全般に伺うときりがなくなりますので、スマート自治体のところで限っていったときに、大体何年ぐらいで何を取り組まれるという課題設定になっているのでしょうか。

○吉川審議官 個別にもいろいろ、こちらの部会から御指摘をいただいている部分もございますし、やるべきことはどんどん進めていくということでもあります。

2040年というのは、放っておいたらこうなってしまうよというところでバックキャストイングということですので、別に10年かけてとか、20年近くかけてということではもちろん決してありません。そういう中で、まず先ほど申し上げました我々の新たに設けた研究会は半年ぐらいで結論を出そうと思っておりますし、地方制度調査会は任期が2年となっておりますので、遅くとも再来年の夏には答申をいただけるということになります。その間にも当然、個別の課題については具体的な検討を進めながらということになりますけれども、どうしても法律改正、制度改正ということになりますと、地方制度調査会できちんと御議論いただく必要もございますので、そうした時間感覚ということになります。

○高橋部会長 地制調は2年が任期ですけれども、途中でその都度意見を出されていませんか。

○吉川審議官 もちろんそういうやり方もこれまでございます。今回の地方制度調査会に関して具体的な審議項目や、あるいはどうやって進めていくかということは、年内めどに総会を開いて御議論いただくということになります。

○高橋部会長 わかりました。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

私もスマート自治体への転換というところで、特に行政手続に関係するということではやはりシステムで、その中で先ほど御説明があったように重複投資をやめる枠組みが必要だと、これはまさにそのとおりだと思います。これは民間企業でも合併のときに一番問題になるのは、それぞれがやっていたシステム開発を重複しない、つまりどちらかは諦めてもらう、どちらかのシステムに寄せるといようなことがよくあるわけで、その場合、企業の場合であれば売上げの大きい方に寄せていくというのが一番効率的な場合が多いのですが、自治体であればもっと簡単で、人数が多いほうに寄せるといのが多分普通だと思うのです。

それで、これは具体的にどういう取組になるのかということについてお伺いしたいと思います。特に標準化・共通化というのは、一緒になって当然共通化できるものを作っていくということで非常に理想的なのですけれども、現実的には、まだ一緒になっていないところでそれを進めるのは非常に難しいということからすれば、やめるということが一番重要ではないかと思うのです。ですから、そのための枠組みなりアイデアはどういうものがあるのか、教えていただければと思います。

○吉川審議官 新たに設けた研究会の中でもそこが一番重要な論点だと思っておりますが、現状申し上げますと、小さい自治体はクラウド化も進んでいて、いい方向性に行っているのかと思いますが、特に大きな自治体ほど初期にスタートしていて、なかなかクラウド化も進まない。最近の動きとしては、中核市の皆さんがみんなまとまってクラウド化を進めようという動きになっておりますけれども、そうしますとさらに大きい指定都市などは逆に言うとなかなか進まないというところがございますので、今回の研究会で特に大きい都市

をどうしていくかというところは大きな論点として御議論をいただくことになっております。

○高橋部会長 半年めどということなので、早急にぜひ結論を出していただければと。行政手続部会のほうもお尻を切られている関係もございまして、ぜひその辺も御協力いただければと思います。

時間が参りました。お忙しいところをどうもありがとうございました。引き続き御協力のほどよろしく願いいたします。

(総務省退室)

(内閣官房(IT室)、内閣府(子ども・子育て本部)、
厚生労働省、内閣府(番号制度担当室)入室)

○高橋部会長 それでは、引き続きまして、本日最後の議題に移ります。昨年より本部会でも取り上げておりました就労証明書の書式統一・デジタル化について、改めて取り上げます。

まずは、内閣府子ども・子育て本部、内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省より、本年8月に実施されました就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査の結果につきまして、御説明を頂戴したいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○西川参事官 よろしく願いいたします。内閣府の西川と申します。

では、状況を御説明させていただきたいと思いますが、まず、別紙2というカラフルなA4横の紙をごらんいただきたいと思いますが、こちらの会議との関係で宿題になってございました、直近の就労証明書の標準的様式の導入状況等を御説明させていただきたいと思います。

これは表題のとおり、8月に調査をいたしまして、後でA3の分厚い紙で少し御説明しますけれども、昨日、市町村の生データも公表いたして、集計したほやほやの資料でございます。全体の状況は別紙2のとおりでございます。まず問1のとおり、標準的様式の活用状況ということでございます。①の活用している、あるいは②の9月から活用する予定である、それから③の来年度から活用します。ちょうど保育所、認定こども園の入所事務は10月、11月ぐらいから本格化してくるということでございますので、今まさに新しい様式で各市町村のほうで事務をやっている最中だろうということで、半数ぐらいの自治体で活用している又はその予定ということでございます。そして、④のところの問題になりますけれども、活用する予定はないということで、大体半分半分ということでございます。

ちなみに、昨年12月段階では37%が活用しているということでしたので、37%が49%に増えているということでございます。多分、こちらとの関係でいえば、まだまだスピードが足りないのではないかという御指摘かと思いますが、下のところで、活用する予定はないという51%の内訳、事情を聞いております。そうしたところ、そうだなというところも幾つかございまして、例えば①のように、管内や近隣に大規模な事業所がないと

ということで、割と中小・零細のところが多いので、そういったニーズが比較的少ないというところでは。

あるいは③ですけれども、別に様式について特に自分の市で決めている様式以外のものも自由に、求めがあれば何でもいいですよという形でしている。一定の様式は示しているけれども、企業が持ち込んだものをある程度自由に認めていますというところもございます。

その他というところが半分でございますので、活用する予定はないというところでも、かなりの割合がそれなりに合理的な理由もあるのかな、あるいは自由にしているのかなというところがございます。

ということで、大部の資料なので全部は御説明しませんが、別紙3をごらんいただいて、幾つか具体的なところも御紹介させていただこうと思います。これは昨日我々の内閣府のホームページで全ての市町村から100%回収いたしまして、公表してございます。その関係で時間を費やしたところがございます。全ての市町村で公表しますと、公表前提で調査をしましたものですから、各市もかなり丁寧にチェックしていただいたということでございます。例えば一番上の夕張市を見ていただきまして、夕張市は活用しているということでございますけれども、11番の「就労実績」という欄がございます。ここは標準的様式では過去3か月分の就労実績を書いて、これからの就労の見込みとともに、直近の3か月の実績も答えてくださいということになっているのですけれども、夕張市のところは就労実績をもう少し、中身まで我々は把握していませんけれども、その項目を少し加えたりしているということでございます。

それから、その下の岩見沢市を見ていただきますと、残念ながら活用する予定はないということになりますので、加除修正ももちろんしていないので、独自様式を使っているということになります。

なぜ岩見沢市が活用していないのかということところは、問3を見ていただきまして、①のところ丸がついてございます。これは管内に大企業が比較的多くないのだということで、ニーズがそんなにないということで、それは岩見沢市さんの考えとして、そういう声は余り届いていませんよということでお答えされております。

多分ここでの検討の場としては、東京23区とか政令市、中核市といったところは関心が高いのかなと思いますので、東京都のところをごらんいただきますと、実は東京23区、16ページの下のところございまして、左から3つ目ぐらいの欄を見ていただきますと、活用する予定はないというところが比較的多いところがございます。

しかし、例えば港区を見ていただきまして、確かに活用する予定はないということで線が引かれているわけですけれども、右のほうに目を走らせていただきますと、32年度の入所分から活用することを検討しているということで、今現在、10月段階では自分たちの独自様式を使っていますけれども、次回からは新しい標準的様式で取りかえた形でやることを考えているということでございました。

ある区の個別事情を伺ってみますと、23区の場合、標準的様式を活用する必要性は認識しておられました。事業所からもそういった声があるということで、ニーズについては認識している。一方で、23区、政令市、中核市になりますと事務量も結構多いものですから、変更するといった場合の事務の見直しのボリューム感も結構大きいということで、そのあたりのさじかげんというところで、なかなか急にハンドルを切ることはできないけれども、来年度、次回には切りかえたいと。ちょうど新しい業務フロー、来年度はシステムなんかも刷新するという事なので、その刷新のタイミングに合わせて様式も変えたいということで、今年度はなかなか、いろいろなシステムの見直しはやらないものですから残念ながらできないのですけれども、次回はやりたいとおっしゃってりました。

ちなみに、各市町村のほうで関心のあるところと言えば、要保育入所判定のときの就労証明書ということと、利用調整という事務が次にあるわけでございまして、そこは事務としては別なのですけれども、この情報を一部、入所調整のときにも活用するという事でございまして、一部の市では、入所調整の事務も非常にボリュームがあるものでございまして、今一部報道でもございますけれども、AIを活用したりしながら、こちらの事務も効率化していきたいということでございます。要保育判定の話と入所調整というところの見直しをかなり大がかりに検討している最中であるということでございました。

23区、活用する予定はないということでありましてけれども、港区のほかに、例えば16ページの下から2番目の大田区でも、右のところを見ていただきますと、平成32年度をめぐりに準備しているということで、幾つかの区に聞いてみたところ、やはり政令市、23区にはこちらで御議論になっているような経済界からの声はかなり届いているのかなど。我々ももちろん、ここで何度かお話ししているとおり、いろいろな自治体の説明会の場ではお話ししておりますけれども、我々からの声だけではなくて直接事業者のほうからも声が届いているという状況でございます。

ということで、我々といたしましては、まだまだ十分ではないというお叱り、御指摘があると思います。我々もそこはまだまだ改善の余地はあろうかと思っておりますので、引き続き標準的様式を活用していただけるように働きかけをしてまいりたいですし、また、我々内閣府においては、いろいろな経済団体、経団連とか日本商工会議所といった団体を政府の審議会のメンバーとして子ども・子育て会議を運営しておりますので、また、自治体のほうもそういった審議会が市区町村レベルで設置されております。全ての市区町村に経済界のメンバーが代表で入っているとは限らないのですけれども、県、政令市、中核市レベルだとかなりの割合で経済団体、商工会・商工会議所の方がメンバーに入っておられますので、そういったところからでも声を上げていただけるように我々からも働きかけたいと思っておりますし、こういった場で参画されている経済界の方からも促していただければありがたいなど。

両面で、我々行政からだけではなくて、経済界から生の声ということでそういった審議会の場で、自治体レベルの審議会でも声を上げて促していくことで進めてまいりたいとい

うこととございます。

とりあえず、私からは以上です。

○高橋部会長 それでは、御質問があろうかと思いますが、引き続きまして、今月、マイナポータルにおける就労証明書作成コーナーが開設されております。それについて、内閣府番号制度担当室から御説明を頂戴したいと思います。

それでは、10分程度でお願いいたします。

○向井審議官 資料4-2の1から4まで、枚数の少ないものが4種類ございますので、その中で順番が逆さまになりますけれども、資料4-2-4の「マイナポータルの概要」というのを簡単に御説明させていただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと「マイナポータルとは」とありますけれども、2枚目にメインメニューがありまして、このメインメニューでやりとり履歴とか、これはマイナンバーの世界でございます。マイナンバーつき情報のやりとりの記録とか自己情報が見られる。これは全部、個人の認証を経たアカウントで見られるようになっています。

それ以外に、民間送達サービスとか公金決済サービスとかがありますけれども、今回やるのはEのサービス検索・電子申請機能でございます、この中に就労証明書を入れたということとございます。

これにつきましては、次のページに子育てワンストップサービスというのが書いてありまして、マイナポータルから子育ての申請につきまして、できるだけワンストップでできないかということで、まずはサービス検索、それからサービスを検索した後に選択しますと、様式のダウンロードまでは個人のアカウントなしにできます。そこからオンライン受付とかオンライン申請ということで、4ページにどういう申請になっているかというのが一覧表になっています。

4-2-4「マイナポータルの概要」というものです。2ページ目にメインメニューがありまして、その3ページ目にあります子育てワンストップサービスというのが今回の対象のものでございます。

○向井審議官 やり方としては、やや原始的ですがけれども、全市町村の申請書をアップいたしまして、そこから検索できるようなシステムになっている。サービスが検索でき、それで申請書がダウンロードできるようになっている。本来ならば当然、申請項目、情報をもう少し一元化したほうがいいのではないかという議論もあるのですが、この世界はまず対面が絶対必要だとする人たちがたくさんいるとか、あとは保育所の競争が特に激しい都市部の自治体の実態を言うと、結局こういう申請項目が増えるのは、なぜあの人が入れて私は入れないのかという文句が出るたびに項目が増えていく。だから負担化しているのであるという声が結構聞こえてくるので、これはそう簡単ではないなと。とりあえず、現在直ちに便利にするにはどうすればいいかということで、こういうソリューションを考え出したということとございます。

現状、そういう意味で電子申請まで受けてくれるところは3割ぐらいしかないのですけ

れども、ある程度検索とか、ダウンロードはかなりの件数がされております。今回、それに就労証明書も似たような話ですので、就労証明書作成コーナーというものを作りました。これは資料4-2-1に就労証明書作成コーナーがありまして、今あるような電子申請のサービス検索とかダウンロードできる機能を使いまして、就労証明書の様式を全市町村に登録していただいて、そこでダウンロードができるようになっております。

キーボード入力をいたしまして、それで押印提出、場合によっては電子提出というのが、ソリューションとしては余りいけているとは必ずしも言えないのですが、現状を前提にするとこれしかないのかなということでございます。

資料4-2-2の「企業の人事担当者の皆様、お見逃しなく！」というのが企業向けのパンフレットでございまして、企業向けのパンフレットでどういうことができるかということが書いてございます。1つはキーボード入力というのと、それから法人の基本情報については、1つ入力したらほかにも使い回しができるようになっているので、そこが1回で済むようになっています。

それから、企業が紙で就労証明書を渡されるわけですが、これを写真でアップロードして、それで電子申請ができるような機能もつけてございます。ただ、自治体によってはPDFを認めないところもありますので、そういうところは紙でよこせということになります。そのような市町村もありますけれども、一応そういう機能はつけている。

実際の画面のイメージが資料4-2-3でございまして、実際には就労証明書作成コーナーを選択していただきますと、都道府県名、市町村を選択して、それで就労証明、記入欄入力、入力内容の確認をしていただいて、就労証明書の打ち出しのイメージも見られるようになっているということでございます。

できるだけ、そういう意味では、本来は入力項目が統一されるのが望ましいとは思いますが、現状はなかなか時間がかかるだろうと。

それから、標準の様式も立派な取組だと思っておりますけれども、これは電子化を考える場合、追加項目のところはいっぱい書かれたら意味がないのです。したがって、現状とありえずここで先に走ってみようかということで、こういうものを作ったということでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは次に、引き続いて、就労証明書の書式統一・デジタル化について、八剣専門委員からプレゼンテーションをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○八剣専門委員 今回の皆さん方の御説明でほとんどカバーされているので、私のほうからちょっと補足的なことだけ申し上げたいと思うのですが、お手元の資料を見させていただいて、先ほど御説明がありましたように、今回の書式統一というのは企業の大きさで言えばやはり大企業が一番被害が大きい。小企業は一つの単独の地方自治体に提出するケースがほとんどだと思いますので、大きくなればなるほど被害が出るという形になっていて、

現在、私も役員をやらせていただいているワークスアプリケーションズというところが大企業の人事給与システムのマーケットシェアを50%以上持っているのです。ここが一番多いのです。そのところで、お客さんのほうから大分要望をいただいたので、標準的様式で作っていただいたので、標準的様式にマッピングして出力するというのは出しているのですけれども、今度は逆に、標準的様式を採用している自治体が少ないということで、せっかく標準的様式を出せるのですけれども受け取ってもらえないという問題があって、今、苦勞しているところもありますという御報告。

次の2ページ目は、ヤマハ発動機さんのようにかなり積極的に標準的様式だけ採用してもらえれば、うちのほうは全部できるのではということ、企業の方が各地方自治体にお願いに上がって、標準的様式で受け取ってくださいということを努力して、その結果として10市町に関しては合意をとれましたみたいなことを結構地道にやらせていただいて、その数を増やしています。

ヤマハ発動機さんのレベルでも、年間370時間というのは多く感じるか少なく感じるかわかりませんが、それなりにばかにできない手間が減っていくということで、日本の大企業の総和をとれば、多分とてつもない時間になるだろうと思います。

3ページ目は、現状は従業員の方が証明書の作成依頼を会社に提出して、会社のほうで様式を書いて、ほとんどの場合には手書きが多いわけですが、それに対して会社の捺印等を出して、従業員が提出するというので、本来であれば多分、従業員が会社に提出をして、会社のほうで、どのみちこれは作業が入りますので、会社の人に対してデータを加えて、電子のオーソライゼーションを載せた上でそこから直接市町村に送るという格好ができれば、企業側としてはこれが一番簡単と今でも言っているわけで、従業員を経由したいと言っているわけではないので、このような手続ができればいいだろうと思うのです。

ただ、この場合、一目でわかると思うのですけれども、おのおのデータがやりとりされているということが非常に重要で、従業員の方が入れた数字とか住所、役職の区分ですとか働いている形とかいうデータがそのまま読めないといけない。読めなければいけないということであれば、方向としてはデジタルデータがそのまま読めるということであれば、4ページ目に書いたのですけれども、PDFみたいな形で申請すると基本的にはデータが読めないで、上のほうに書いた項目を統一し、様式を統一し、データそのものがそのまま流用できるというふうにしたほうがいいに決まっています。

ちょっと戻りますけれども、1ページ目を見ていただいて、今、どうも標準的様式の浸透が少ないという理由について、これは我々携わっている人間がしているので正確ではないのかもわかりませんが、標準的様式というのがちょっと単純化され過ぎているのかなという印象は受けていて、項目の塗り潰しというのももちろんあるのですけれども、備考欄を使って、うちの市では備考欄にはこれを入れてくれとか、うちの町では備考欄にはこれを入れてくれというカスタマイズが入ってしまうのです。このカスタマイズが入ってしま

うと、システムで一元的にぽんと出すことができなくなってしまうので、ここが意外と障害になっているのです。

ただ、国全体でのプロセスを単純化するという事を考えれば、多分まずやらなければいけないのは、データ項目の整理なのではないかという気がします。データ項目を整理するのは、各市町村のシステムを統一するぐらい難しいのかもわからないのですけれども、就労の書式に書くべきデータの整理というのが、そもそも市町村によって言っていることが違うために、様式を統一したとしても結局複雑性が余り減っていないというのが実態だと思います。

一応、現場からの報告としてはこんな報告が上がっていて、標準的様式ができたということは非常に大きな一歩だと思うのですが、道のりとしてはまだまだかなり遠いのかなと感じているという御報告です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まとめてここまでの御説明につきまして、御質問等がありました、よろしくお願いたします。

大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございました。

非常に気になったのは、最初に御紹介いただいた各市町村の対応状況の話のところ、詳細資料を拝見しますと、活用する予定はない理由の中に、現在使っている書式とほとんど同じであるというのが複数目につきまして、これは様式を統一することの意味を全く理解していないということではないかと非常に強い憤りを感じました。つまり、様式を統一するというのは、実質を変えるために様式を統一するのではなくて、実質が同じであっても形式を統一することで業務が効率化できるのに、そのことを全く理解されていない。何で今と同じだったら、今と同じであればこそ、標準的様式に変えるのが当たり前だろうと思うので、今と同じだからという理由のところには個別に強い働きかけをしていただいて、同じであるのだったら即刻変えろということを強く言っていただきたいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○西川参事官 わかりました。引き続きそこは要望して、ちゃんとプッシュしていきたいと思います。

○高橋部会長 ついでに、①もはっきり言って私は納得できません。近くになくたって、従業員はその自治体に住んでいる可能性があるわけですね。それがばらばら集まってきて統一が非常に大きな企業だと大変になります。私なんか都心の法政に勤務していますけれども、住所は東京の西部ですから、そういう人が大都市圏にはいっぱいいますよね。そういう意味で、近隣にないから統一する必要がないなどという①の話は、私には理解できないのです。要するに、少数の人が多様な自治体に散在しているから大企業は困っているという話ですから、①を理由にされるのはちょっと納得がいきません。そのような自治体には、目立たないでしょうけれども本当にゼロですかと。遠隔で勤務している人はいないの

ですかというところで、働きかけをしていただければと思いました。それは大崎専門委員に絡めての話です。

ほかはいかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

大崎さんも指摘していた自治体別の今後活用する予定があるかないかというところなのですが、夕張市も岩見沢市も大変重要な自治体ですけれども、やはり23区を初めとする東京というのが、この行政手続部会で議論している趣旨から一番重要なところだと思います。というのは当然、先ほど御説明があったように、大企業にとって東京に本社なり事務所を抱えている会社にとって従業員というのは別に、千代田区に本社があっても千代田区に従業員が住んでいるわけではなくて、その近辺、23区もしくは東京都もしくは近県に住んでいるということです。人口で言えばやはり東京都が多いということですから、この東京都について活用する予定はないという理由が不十分だとか、何が不十分なのかというところを議論した上で、やはり標準的様式を、もしインプルの必要があるのであればインプルーブするというところではないかと思えますし、逆に必要がなければ、やはり標準的様式でやってもらうということではないかと思えます。その辺は、直接区とそういうやりとりを今後される予定があるのか。これは質問です。

もう一つ、前にも申し上げたのですが、この場で東京都23区の方から聞くことが必要かどうかということも検討していく必要があるだろうと思えます。これは意見です。

以上です。

○高橋部会長 では、まず、御質問はいかがでしょうか。

○西川参事官 まず、先ほど申し上げましたとおり、自治体と我々との関係というのが、我々の直轄の事務でもないものですから、引き続き我々ももちろん働きかけていきますけれども、地域版子ども・子育て会議なども活用していきながら、経済界にお声を上げていただくということを我々からもやってみようかなと思っています。

もう一つは、こういった課題があったときによく行われる我々の行政の手法ではあるのですが、いろいろな課題、似たような課題に直面されながら、乗り越えている自治体もあるわけですから、そういう乗り越えられた自治体の好事例を皆さんと共有しながら横展開できるようにというのは、特に23区、政令市、中核市の中で、大体皆さん多かれ少なかれ似たような課題に直面されているはずですので、それを乗り越えられたところにつきまして、皆さんと共有して学んでいただく。我々のところによく共有で来るのは、自分たちでいろいろなコンピューターシステムを事務の中で入れているということで、小さな改修をするということになると結構大変なものですから、何年かごとに大きなシステムを刷新する時がございまして、そういうときにあわせてやったということでございます。あるいは入所事務ということと、その後の利用調整ということで、どの人がどのように入ってくるのかということ割り振っていかないといけない。そういう事務の流れ

の中で、この事務も横の事務と非常に関連しながらやっつけらるるものですから、そこをどのように連携させて、この壁を乗り越えたのかというところを、我々も断片的には聞いておりますが、少し整理して、全市町村にて横展開していくわけではなくて、政令市、中核市、23区みたいなところに横展開していくということも一つあるのかなと思っています。

○高橋部会長 では、向井審議官、いかがでしょうか。

○向井審議官 ITを推進している立場から申し上げますと、先ほど八剣専門委員がおっしゃったとおりで、項目の数を減らすというのが全てになってくるだろうと思うのです。項目の数というのは、要するに、同じ所得でもこちらは3か月所得をとっていて、1年前所得をとっていたりとかがあるわけです。だから、同じ所得でも所得のとり方が全然違っていたりするので、そのようなものを合わせていかないといけないのですけれども、この話とはもともと待機児童がいるところといないところでは根本的に違うはずなので、もともと待機児童のいない地方はむしろ、それほどそこを厳密にやる必要はないわけです。要するに、抵抗が少ないと思われるので、むしろシステムの問題が大きいだろうと。

一方で、待機児童が山ほどいて深刻なところもあり、そこら辺はむしろ個々のデータ項目を棚卸ししてもらって、どういうデータ項目があるのかというのを、それと、どういうデータ項目とデータ項目で、同じ所得でもこういうものとかいうものがあるし、本当にこれが必要かというような問いかけをしないと多分よくならないと思うのです。ある程度データ項目が減ってくれば、完全に一つにならなくたって、データ項目に番号をつけて、この市町村はデータ項目の何番、何番みたいなアプリは作れるのです。現状だとデータが多過ぎて電子化できないので、ある程度減ってくれば、そういうアプリをやって、ワークスさんとかそういう電子的に経理をやられているような会社などと連携するというソリューションが出てくると思うので、そのような道が一番いいと思うのです。

○高橋部会長 今の御質問的は非常に重要で、私も別に項目を作るなどとは言わないのですけれども、項目がばらばら過ぎて、およそシステム化になじまない状態になっていると思います。そこは棚卸ししていただいて、別の項目を作っちはいけないということではないと思うのですけれども、要するにちゃんとした選考をするためには最低限このぐらいの項目があり得るというものはある。それを番号順にしてもらって、欲しいところは①を選んで、②を選ぶとか、そうやればシステム化はできるのではないかと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

○西川参事官 この子育て支援、特に保育所の場合、もう選考をずっと自治事務でかなり自由に市町村ごとに入所の点数づけだとか、要件というのはかなりバラエティーな中でやってきているものから、介護保険みたいに全国で要介護認定ということでオールジャパンで一本化していますけれども、そういう仕組みではない中でずっと来ているものから、なかなか歴史的な経過とか、現状もかなり市町村ごとに直面している問題が違う中なので、一気にというのは非常に難しいと思っていますけれども、御指摘は我々もよく理

解しながら進めていきたいと思えます。

○高橋部会長 先ほど総務省から聞きましたけれども、国の中央省庁はすごく危機感がない。住民から遠いからだと思えます。でも、総務省は自治体を持っているので割と危機感があるわけです。これから自治体を含めて行政を回していこうというときに、基盤を共通化しなかったら行政機能はもたないと思えます。どうも国のお役人の方に聞くと、すごくそこら辺のいわゆる少子化、自治体の機能が低下して行って、本当に電子化を進めないと行政機能がもたないという危機感が国の方にはないのではないかと思うのです。よって、これは早急の課題だと思えます。総務省だってやると言っているのです、電子化を進める上でも、地方自治の観点から必要な差異化はあり得ると思えます。ただ、その差異化がシステム化に合うような差異化の範囲におさまってもらわないと、日本の行政はこれから絶対もたないと思えます。そういう危機感を持ってやっていただかないと多分だめではないかなと思えます。日本はもたないと思えますよ。

ぜひそういう形で、自治体の方にも、伝統的に自治に委ねていて、自治体の自由にやってきたのだけれども、世の中は変わりました。変わったので、これからは共通化の方向でお互いに努力していきませんかという説得を、国のほうとして汗かいてやっていただくということは重要な時期に来ていると思えます。そこはそういう意識でぜひ取り組んでいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○西川参事官 参考までに、我々も子ども・子育て支援制度というのは平成27年度、今それから4年たっておりますけれども、そこで非常に大きな改革をいたしまして、幼稚園、保育所の問題だけではなくて、保育所の中でもかなり市町村ごとばらばらだったところを統一しようということでチャレンジいたしました。ここの入所の要件、点数づけみたいなところも、どういう要素を入所判定の要素にするのか。そういったところも、あるいはどのぐらい就労していたら、何時間働いていたら入所できるのか。そこも実は今、自治体ごとによりばらつきがございまして、そこも統一しようとチャレンジをしたのですけれども、結果的になかなかできなかった。

一部はできましたけれども、かなりできなかったということで、今、4年目を迎えておりまして、引き続き統一できることは統一していくように課題にはなっておりますが、福祉の世界というのはかなりローカルルールが多くて、ここ近年、ローカルルールという話がかなり問題ということで指摘されることが多いわけですが、そこは我々もバランスをとりながら、危機意識がないという御指摘も十分受けながら、うまく対応していきたいと思えます。

○高橋部会長 やはり企業から言われると自治体も変わってくると思うので、ぜひ経団連のほうと連携していただいて、特に23区と連名で申し入れていただくとかですね。要するに、それで内閣府と経団連と連名で申し入れるとか、いろいろと工夫していただければと思えます。

どうぞ。

○原委員 自治体ごとの独自項目は、どういったものの整理がどの程度なされているのですか。少なくとも、今ずっとお話の出ているような23区や通勤圏の自治体について、どういった独自項目があって、まずそれを一覧表で整理してみることが第一歩なのかなと思うのです。

○西川参事官 ここに一部、どこの項目をいじっているかというのは資料で。

○原委員 そのお話の出ているような収入金額で、どういうとり方をしているとかという差があるわけですね。それを全部整理してみないと、どう統一したらいいのかも。

○西川参事官 それは、ここで言うと16番のところで、典型的な項目はこの左から、業種だとか就労者氏名とか、そういったところの上乗せ、横出しみたいなことをやっていますかということが、ここで丸をつけているところが上乗せ、横出ししていますと。

それ以外の全く違うような項目が、問2で言うと16番のところで、備考欄以降の追加項目。ここら辺は非常にオリジナルなものがいっぱい入っていると思うので、そこをどうするかということです。

○原委員 御質問は、この表を超えて具体的にどういった項目があるのか、それから収入金額についてどういった求め方をしているのかというのは、この出している資料だけではなく、そちらで内部的には整理されているのですか。

少なくとも多くの自治体さんが追加項目があるから標準的様式を使えないと答えられているわけなので、そこは聞いて全くおかしくないというか、聞くべきだと思います。

○西川参事官 了解しました。

○高橋部会長 それはよろしくお願いします。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

私は、子供2人を保育園に入れてずっと仕事を続けてきたので、多分、今日ご出席の他の委員のどなたよりも切実に感じた経験があると思うのですけれども、まずこの申請をしないと、その先の保育園に入れるかどうかの手续もスタートしないわけですし、それが決まらないと仕事にいつ戻れるかもわからない。普通の企業にお勤めの女性が、お父さんなのですが、かわいい子供を預ける場所をちゃんと確保できるかどうかというのは死活問題です。そういう危機意識を持って、平成25年に規制改革会議が始まったときに、待機児童問題の議論を始めていたのです。そのときに、平成27年から子ども・子育て3法が始まります、それまで待ってくださいということで経緯し、いろいろな対策もだんだんに進めてきました。しかし、どうも進まないという中で、一つの試金石として就労証明書の書式統一・デジタル化を取り上げてきました。こちらのIT本部でも物すごい努力をしてくださって、項目の整理などをして、ようやく標準的様式を作り、何度もこういったアンケートなどをとりながら進めてきたにもかかわらず、待機児童で平成25年のときから一番取り上げられてきた世田谷区、豊島区は、今日の資料を見ると相変わらず就労証明書様式の電子入力対応状況では、「対応する予定がない」という回答なのですね。どういうことなのでしょう

か。

しかも、電子入力に対応する予定がないと言っている豊島区は、行の見間違いでなければ、標準的様式を「活用する予定はない」を選択した理由の、「その他の理由」として、「画面印刷の就労証明書を使用しているため不足項目が多く、様式に追加し切れない。」と回答しています。紙印刷が問題だったら電子入力すればいいと思うのですけれども、電子入力に対応する予定も考えていないという。

それから、豊島区についても、標準的様式を「活用する予定はない」を選択した理由として「標準的様式のレイアウト上、本区の必要な項目の記載を柔軟に構成することが困難だ」と回答されています。それなら「備考欄」に書けばいいではないですか。これもこれまでの検討で各自治体で要求する項目を書式に全部載せになってしまうのだったら作成負担軽減の意味がないので、備考欄を設けるという一つの工夫をしたわけです。それ自体、本来、先ほど八剣専門委員がおっしゃったように問題があるのだけれども、妥協としてそういう形にしたのに、それにもかかわらず、備考欄も使わないというのは、本当にこの取組に協力する気がないと思えます。

これは国民の声を全然聞いていないと思うのです。地方自治という名のもとで、国として一生懸命、みんなの働き方改革にもつながる話を進めていることに対して、これだけ非協力的な対応が現実になっていることに対して、子ども・子育て本部としてはもう少し強く、特に、待機児童の問題がクリティカルな地域の自治体が、標準的様式を活用する予定はない理由として、こういう理由を挙げている場合には、やはり、もっと掘り下げて個別指導をするべきだと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。個別指導してくれという話だと思います。

○西川参事官 ありがとうございます。

まさに我々からも引き続きプッシュしていきたいと思いますが、4-3で御指摘いただいたヤマハ発動機のように両面で、恐らくヤマハ発動機が10市町に働きかけられたということで、どこなのかというのはわかりませんが、25ページのこれを見ていただくと、静岡県は浜松市とか沼津市とか、静岡県は軒並み対応しているということでございますので、恐らくこの効果が出ているのかなと思います。地方自治体も、もちろん我々の声もある程度聞いていただける面もありますけれども、経済界から、地場の大手企業からの声というのはまた違った意味で大きく響いてくると思いますので両面で、我々もそちらでやっていきたいと思います。

○高橋部会長 では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 今のお話、ありがとうございます。

ただ、1点、地方であれば今言われたことは十分ワークする余地があるのですが、23区と東京近辺ということだと、正直、企業なり経済界として直接そういう話を持つことすら難しいですし、ある意味ではそういうお願いをする立場にはなかなかなりにくい。はっきり言えば、要は圧力にならないというのが実態だと思います。

これは非常に特別な企業がどこかの区に非常に大きい工場を持っていて、その財政を支えているような場合が東京でもないわけではありませんが、基本的にほとんどないです。今、問題になっているのはそういうことではなくて、たまたま東京に本社があつて、そこに従業員がたくさんいて、その人たちはいろいろなところに住んでいる。こういう状態で、東京に本社があるところが世田谷区に行つてお願いして、そんなに力になるとはなかなか思えないので、そこはやはり国に頑張つていただきたいというのが正直なところです。

以上です。

○高橋部会長 だから、経団連とかと連名でお願いをしてもらえませんか。

どうぞ。

○川田専門委員 それももちろん考えたいと思いますが、実は今、佐久間さんがおっしゃつたとおりで、自治体全体に経済界が働きかけるというのはかなり難しい話でございます。その前に参考までに申し上げたいのですが、別紙2の標準的様式活用状況について、「活用する予定はない」が51%、「活用している」か「する予定」というのが49%という先ほどの御説明がありましたが、これは自治体の数をベースとしたものであつて、就労証明書発行の数をベースとすると、実は99%ぐらひは「活用する予定がない」というところに入るのかなと思います。大まかに見ると、大都市圏はほとんど「活用する予定がない」に入っていますので、そうしますと、先ほどどなたかおっしゃっていましたが、標準的な様式を入れる地域にターゲットを絞つて、そこに例えば国と、あとは私ども経済界と、あるいは何らかの委員が協働して進める。つまり、全者一斉に活用するという事は難しいとするならば、例えば東京圏であるとか、大阪圏であるとか、発行数の多いところにターゲットを絞るという方法もあるのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。それから横展開を図っていくということが現実的な対応かと思うのです。

○西川参事官 これは市町村ベースのデータでございますので、人数ベースで少しまた数字が変わってくると思いますので、当然、政令市、中核市、23区といったところが我々としてもターゲットだと思っております。

1点だけ補足させていただきますと、経済界の声というのは、企業城下町でかなり大きな会社があるというところは、もちろんかなりの意見は言えると思いますけれども、そうではないところも今、保育の分野というのは経済界の声がかなり届くようになりまして、今年度から子ども・子育て支援の法律も改正になりまして、税金とは別に企業の拠出金が運営費に入っていくということで、3年計画で3000億円入っていくということで、かなり画期的な法律改正がこの3月末に成立いたしましたので、この4月から全国の200万の事業者から、保育の運営費のために拠出金を幾らかずつ拠出いただくという形で進んでございますので、そこは我々としても企業の声というのはしっかり受けとめるべきだと、自治体もそういう認識は持ち始めております。

○高橋部会長 最後ですが、マイナポータルについては、やはり非常に画期的な取組なので、ぜひ周知していただくということをお願いしたいと思います。

○西川参事官 はい。

○高橋部会長 もう一つは、一度紙に出して従業員に渡すというのではなくて、マイナポータルで直接できるというのは無理ですか。代理送付みたいな。

○向井審議官 紙というのは、一応、社印を求めているところがほとんどなので、結局、自治体のほうが社印を求めて紙を出せと言っているのです。そのところの電子送付というのは基本的にまだ余り普及していません。

○高橋部会長 ただ、電子証明をつけて。

○向井審議官 できます。それはソリューションとしては当然あります。一番手っ取り早いのは、企業が直接出すのが一番手っ取り早いです。自治体がそれをどんどん受けるようになってくれば当然そういうこともあるのですけれども、そのところはまだ自治体が全然だめなのです。とにかく電子申請を受けている自治体はかなり少ないのです。もともと子育てのところというのは、対面が当たり前だと思込んだ人たちが山のようにいる世界なので、電子申請はもってのほかから始まるわけです。

○高橋部会長 だから、それはまだ。

○向井審議官 今、相当切り込んでここまで来ているのですけれども、これからどんどんやっていかないといけないので、子ども・子育て本部とも連携しながらやっていきたいと思えますけれども、とにかく非常にこの世界は対面重視なので、対面があるから電子化できないという答えがよく返ってくるのです。申請だけ電子化して、対面の予約もついでに電子申請をとれよと言っているのですけれどもね。

○高橋部会長 そうですね。ぜひその辺は連携してください。

すみません。時間がかかりオーバーしてしまつて。

○八剣専門委員 すみません。ちょっとずっと悩んでいたのですけれども、皆さんかなりストレートに言われているので私も1つだけ。どう考えても代表例は23区ではないですか。この問題を一番抱えているのは23区です。でも、ほとんどゼロ回答ですね。23区のシステムがどのようになっているのか、多分調べられていると思うのですが、この領域は作り込みでやっているということは多分なくて、パッケージなのですね。23区用のパッケージシステムというのがあるのです。あるのに対応していないというのは、私はちょっと信じられなくて、そのシステムがどのように使われていて、どこのベンダーが対応していないのかと突っ込んでいけば、これはすぐ解決するのではないかと思いますので、一言だけ申し上げます。

○高橋部会長 では、そこら辺も含めて、また引き続き事務局とよく調整してください。

そういうことで、時間をオーバーいたしまして、ここまでとさせていただきます。どうもお忙しいところをありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、後日、事務局のほうから御連絡させていただきます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。